

介護職員・保育士養成奨学金貸与規程

社会福祉法人 健翔会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健翔会（以下「法人」という。）の介護職員及び保育士の確保並びに資質の向上に資するため、将来法人において介護・保育士業務に従事しようとする者に対し介護職員・保育士養成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 奨学金は、都道府県が指定した実務者研修・介護職員初任者研修及び保育士資格取得に向けた通信教育等の受講希望者で、法人における介護・保育業務に従事しようとする意思を有するものに対し、無利息で貸与する。

(貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、講習費用全額とする。

(貸与の申請)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人1名を立てて、奨学金貸与申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

(貸与の決定)

第5条 理事長は、前条の申請書の提出を受けたときは、書類審査及び面接により、奨学金を貸与する者を決定する。

2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、その旨を奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(貸与の方法)

第6条 奨学金は、研修機関に振り込むものとする。

(貸与の決定の取消等)

第7条 理事長は、奨学金の貸与の決定の通知を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第5条の貸与の決定を取り消し、又は貸与を停止するものとする。

- (1) 修学を継続することができなくなったと認められるとき。
- (2) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。
- (5) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を文書により当該奨学生（奨学生が死亡した場合にあっては、連帯保証人）に通知する。

(返還の免除)

第8条 理事長は、次に掲げる場合、貸与した奨学金の返還を免除する。

- (1) 奨学生が、法人の常勤職員として採用され、3年間法人の介護及び保育士業務に従事した場合
- (2) 奨学生が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため法人の介護及び保育士業務を継続することができなくなった場合

2 理事長は、次に掲げる場合、貸与した奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなった場合
- (2) 前号に定めるもののほか、理事長が特別の事由があると認める場合

(返還)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、理事長が指定する日までに、貸与を受けた奨学金の全額を一括払で返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 研修終了後、直ちに法人の介護及び保育士業務に従事しなかったとき。
- (3) 法人が定める期間(3年)、介護及び保育士業務に従事しなかったとき。

(返還額)

第10条 第9条に定める法人との誓約期間を満たすことなく退職した場合は貸与金を返還しなければならない。1年未満の勤務については貸与金額の70%、2年未満は50%、3年未満は30%とする。

(返還の猶予)

第11条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、その事由又は状況が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 第10条に規定する奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難な状況にあると認められるとき。

(事務の所管)

第12条 奨学金に関する事務は、法人本部において行う。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から一部改正施行する。

様式第1号

年 月 日

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

申請者 氏名

印

(法定代理人 氏名

印

奨学金貸与申請書

介護職員・保育士養成奨学金の貸与を受けたいので、次の通り申請いたします。

申請者	ふりがな		生年月日	西暦	年	月	日生
	氏名	印		(満	歳)		
	住所	TEL : - -					
奨学金	研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	金額	円					
連帯保証人	氏名	印	申請者との続柄				
	住所	TEL : - -					
	勤務先	TEL : - -					

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

誓 約 書

介護職員・保育士養成奨学金の貸与を受けることとなった時は、社会福祉法人健翔会
介護職員・保育士養成奨学金規程を遵守し、届出その他の義務についても誠実にこれを
履行すると共に、同規程に定める必要勤務期間、貴法人の施設において介護及び保育士
業務に従事することを誓約します。

申請者
住所

氏名 印

法定代理人
住所

氏名 印

上記の者が奨学金の貸与を受けた際は、本人と連帯して奨学金返済の責を負い、かつ、
社会福祉法人健翔会介護職員・保育士養成奨学金規程を遵守すると共に、届出その他の
義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人
住所

氏名 印

(注1) 申請者が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印してください。

様式第3号
年 月 日

様

社会福祉法人 健翔会
理事長 門司 誠一 印

奨学金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあった、介護職員・保育士養成奨学金について、下記の通り貸与することに決定いたしましたので通知いたします。

1. 貸与金額

入学資金 円

(注) 研修終了後、本法人に3年間勤務すると返還は免れます。3年未満については下記の返還と致します。

- (1) 1年未満の勤務については70%の返還
- (2) 2年未満の勤務については50%の返還
- (3) 3年未満の勤務については30%の返還